

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、ワカヤマソウリュウのシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク（以下ロゴマーク等）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ロゴマーク等 ワカヤマソウリュウのシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク
- (2) デザインガイドライン ロゴマーク等の使用方法等について観光協会が定めたもの
- (3) 物品 ロゴマーク等を使用した商品、景品等のパッケージ及びこれらに準ずるもの
- (4) 観光協会 有田川町観光協会
- (5) 会長 有田川町観光協会会長

(ロゴマーク等の権利等)

第3条 ロゴマーク等は、デザインガイドラインのとおりとする。

- 2 ロゴマーク等に関する著作権（著作権法(昭和45年法律第48号)第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利をいう）は、全て制作者（ヒサクニヒコ）に帰属する。

(使用の申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとするもの（以下「申請者」という。）はワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認申請書（第1号様式）に次の各号の書面等を添付して会長に提出し、その承認を得るものとする。

- (1) 企画書（事業の内容やデザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの）
 - (2) 申請者の概要がわかる書面
- 2 会長は、前項の規定による申請について必要があるときは、申請者に対して書類の修正や追加書類の提出を求められることができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、会長の承認を要しない。
- (1) 観光協会が使用するとき。
 - (2) 有田川町（行政委員会を含む。）が使用するとき。
 - (3) 和歌山県（行政委員会を含む。）が使用するとき。
 - (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
 - (5) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

- (6) 国又は他の地方公共団体が使用するとき。
- (7) 有田川町内の町会、自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (8) 個人が非営利目的で情報発信等に使用するとき。
- (9) その他会長が使用を適当と認めたとき。

(使用の承認)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、ロゴマーク等の使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 政治、思想若しくは宗教の活動に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用、又は使用するおそれがあるとき。
- (5) 有田川町や観光協会の品位を傷つける、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (6) デザインガイドラインに基づいて使用しない、又は使用しないおそれがあるとき。
- (7) その他会長が使用について不適切であると認めたとき。

2 会長は、ロゴマーク等の使用を承認するときは、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

3 会長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 会長は、使用を承認しないときは、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用不承認通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(使用料)

第6条 ロゴマーク等の使用料は、第4条第1項の規定による申請内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、無料とする。

- (1) デザインガイドラインを外れて使用するとき。
- (2) その他会長が必要と認めるとき。

(ロゴマーク等の使用期間)

第7条 ロゴマーク等の使用期間は、上限を原則5年間とし、次項による場合を除きワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認通知書（第2号様式）に記載されたとおりとする。

2 会長は、必要に応じ、使用期間を修正することができる。この場合において修正した使用期間は、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認通知書に記載して通知する。

3 前各項の使用期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第8条 第5条の承認を受け、ロゴマーク等を使用するもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用权を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドラインに基づき、正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品の完成品若しくは使用状況の分かる画像又は写真を会長に速やかに提出すること。
- (5) 知的財産権の侵害等、ロゴマーク等の使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (6) ロゴマークの使用許可は、食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。町や観光協会が商品の安全性や製品の質を保証しているかのように誤解を招く表現はしないこと。

(承認内容の変更)

第9条 使用者は、第5条により承認された後、使用内容を変更しようとするときは、あらかじめワカヤマソウリュウロゴマーク等使用内容変更承認申請書（第4号様式）を会長に提出し、その承認を得るものとする。

2 会長は、ロゴマーク等の使用内容の変更を承認する場合には、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用内容変更承認通知書（第5号様式）により、使用者に通知するものとする。

3 会長は、ロゴマーク等の使用内容の変更を承認しない場合には、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用内容変更不承認通知書（第6号様式）により、使用者に通知するものとする。

4 使用者は、変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(使用承認の取消等)

第10条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用の承認を取り消すことができる。

(1) この要領に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、会長が不適切と認めたとき。

2 会長は前項の規定により承認を取り消した者に対し、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

3 会長は承認を得ずにロゴマークを使用または使用している者に対し、その承認に係る物品の使用を停止し、及び回収を求める等適切な措置を講ずることができる。

4 第1項の規定により承認を取消された者は、承認の取消しの通知があった日以後、当該承認に係るロゴマーク等を使用してはならない。

5 会長は、承認を取消し、停止等に要する物品の回収等により生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

6 会長は、前項の規定により承認を取消したときは、使用者に対し、その理由を明記し

たワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認取消通知書（第7号様式）により通知するものとする。

（責任の制限）

第11条 使用者が、ロゴマーク等の使用によって、第三者に対して損害または損失を与えた場合において、観光協会は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補足）

第12条 この要領に定めるもののほか、ロゴマーク等の使用に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この要領は、令和6年6月11日から施行する。

第1号様式（第4条）

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認申請書

年 月 日

有田川町観光協会会長 宛て

申請者 住所（所在地）
〒

氏名（団体名称及び代表者職氏名）

㊞

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用取扱要領第4条の規定により、下記のとおり使用したく申請します。

記

使用対象物品 （媒体・品名等）	
使用目的・方法 （事業概要等）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所 （販売・頒布場所等）	
数量等 （部数・個数等）	
担当者連絡先	担当部署名： 担当者名： 電話番号： メールアドレス：

添付書類

- （1）企画書（事業の内容やデザイン、イメージ図等、使用方法がわかるもの）
- （2）申請者の概要がわかる書面（パンフレット、登記簿謄本の写し等）

第2号様式（第5条）

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認通知書

第 年 月 日 号

様

有田川町観光協会会長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについてワカヤマソウリュウ
ロゴマーク等使用取扱要領第5条の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用対象物品 （媒体・品名等）	
使用目的・方法 （事業概要等）	
使用期間	年 月 日 ～ 年 月 日
使用場所 （販売・頒布場所等）	
数量等 （部数・個数等）	
使用承認番号	
使用条件	

※裏面の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドラインに基づき、正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品の完成品若しくは使用状況の分かる画像又は写真を速やかに提出すること。
- (5) 知的財産権の侵害等、ロゴマーク等の使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (6) ロゴマークの使用許可は、食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。町や観光協会が商品の安全性や製品の質を保証しているかのように誤解を招く表現はしないこと。

(注意事項)

- (1) 提出した申請書の内容に変更が生じた場合は、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用内容変更承認申請書(第4号様式)を提出してください。
- (2) 使用期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用するときは、改めて申請を行ってください。
- (3) ロゴマークの使用許可は、食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。

第3号様式（第5条）

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

有田川町観光協会会長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用取扱要領第5条の規定により、下記のとおり承認しません。

記

使用対象物品	
理由	

第4号様式（第9条）

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用内容変更承認申請書

年 月 日

有田川町観光協会会長 宛て

申請者 住所（所在地）
〒

氏名（団体名称及び代表者職氏名）

㊟

年 月 日付けで承認を受けた内容について変更したいので、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用取扱要領第9条の規定により、下記のとおり申請します。

記

使用承認番号	
使用対象物品 （媒体・品名等）	
変更内容	

添付書類

（1）変更内容がわかるもの

第5号様式（第9条）

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用内容変更承認通知書

第 号
年 月 日

様

有田川町観光協会会長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについてワカヤマソウリュウ
ロゴマーク等使用取扱要領第9条の規定により、下記のとおり承認します。

記

使用承認番号	
使用対象物品 (媒体・品名等)	
変更内容	

※裏面の遵守事項を守って使用すること。

(遵守事項)

- (1) 承認を受けた目的及び用途のみに使用すること。
- (2) 承認された使用権を譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) デザインガイドラインに基づき、正しく使用すること。
- (4) 承認にかかる物品の完成品若しくは使用状況の分かる画像又は写真を速やかに提出すること。
- (5) 知的財産権の侵害等、ロゴマーク等の使用に起因する問題が発生しないよう、使用者の責任をもって万全の配慮を行うこと。
- (6) ロゴマークの使用許可は、食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。町や観光協会が商品の安全性や製品の質を保証しているかのように誤解を招く表現はしないこと。

(注意事項)

- (1) 使用期間満了後において、引き続きロゴマーク等を使用するときは、改めて申請を行ってください。
- (2) ロゴマークの使用許可は、食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではありません。

第6号様式（第9条）

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用内容変更不承認通知書

第 号
年 月 日

様

有田川町観光協会会長 印

年 月 日付けで申請のあったこのことについて、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用取扱要領第9条の規定により、下記のとおり承認しません。

記

使用承認番号	
使用対象物品 (媒体・品名等)	
理由	

第7号様式（第10条）

ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

有田川町観光協会会長 印

年 月 日付け使用承認番号第 号で承認したワカヤマソウリュウ
ロゴマーク等の使用について、ワカヤマソウリュウロゴマーク等使用取扱要領
第10条の規定により、承認を取消します。

記

取 消 理 由	
---------	--